

# 平成24年度介護報酬改定案

(介護予防) 短期入所療養介護  
(病院・診療所)

## 説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

## 平成24年度介護報酬・基準の改定内容

### ①介護報酬関係

重要:必ず確認  
すること!

提出方法等  
は後日通知

<短期入所療養介護(療養病床を有する病院、診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院)>

対象	目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、 通知等	体制届
知療養 症疾 床患 療養 病有 棟有 する 病院 ・診 療所 ・老 人 性 認	評価の見直し		※例 ◇病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ):従来型個室 要介護1 715単位/日 → 720単位/日 要介護2 825単位/日 → 828単位/日 要介護3 1,063単位/日 → 1,061単位/日 要介護4 1,164単位/日 → 1,161単位/日 要介護5 1,255単位/日 → 1,250単位/日		1(1)H12告示19 P40(病),P45(診), P48(認) 2(2)H12通知40 P391	不要
	緊急利用時の 受入れの促進	・やむを得ない理由により緊急に短期入所が必要であること。 ・居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されて いないこと ・介護支援専門員が必要性を認めていること	◆緊急短期入所受入加算 90単位/日	●利用を開始した日から7日を限度として算定する ●認知症行動・心理症状緊急対加算を算定した場合は算定し ない	1(1)H12告示19 P42(病),P46 (診),P50(認) 2(2)H12通知40 P394	

<介護予防短期入所療養介護(療養病床を有する病院、診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院)>

対象	目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、 通知等	体制届	
同上	評価の見直し		※例 ◇病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ):従来型 個室 要支援1 548単位/日 → 681単位/日 要支援2 681単位/日 → 686単位/日		1(4)H18告示127 P140(病),143(診), 146(認) 2(3)H18通知 0317001 P455	不要	
			◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり				

介護報酬改定資料 ～（介護予防）短期入所療養介護（療養病床を有する病院、診療所、老人性認知症疾患病棟を有する病院）に係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議別冊資料のページ

	ページ
1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 12 年厚生省告示第 19 号）	…P40～52
2 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）	…P140～149
3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	…P387～394 準用 P383～422
4 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号老振発第 0317001 号老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）	…P452～458 準用 P450～452 P433、437

当該資料は、平成 24 年 2 月 23 日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであり、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。